

令和7年度 さいたま市 介護サービス事業所集団指導

さいたま市福祉局生活福祉部監査指導課

令和7年9月

集団指導の内容

- (1) 運営指導及び監査の概要……………3
- (2) 運営指導及び監査の流れ……………5
- (3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項……………8
- (4) 基準確認シートの活用について……………19
- (5) その他……………21
- (6) 参考資料……………22

※このファイルで使用している合成音声は、VOICEVOX:No.7です。



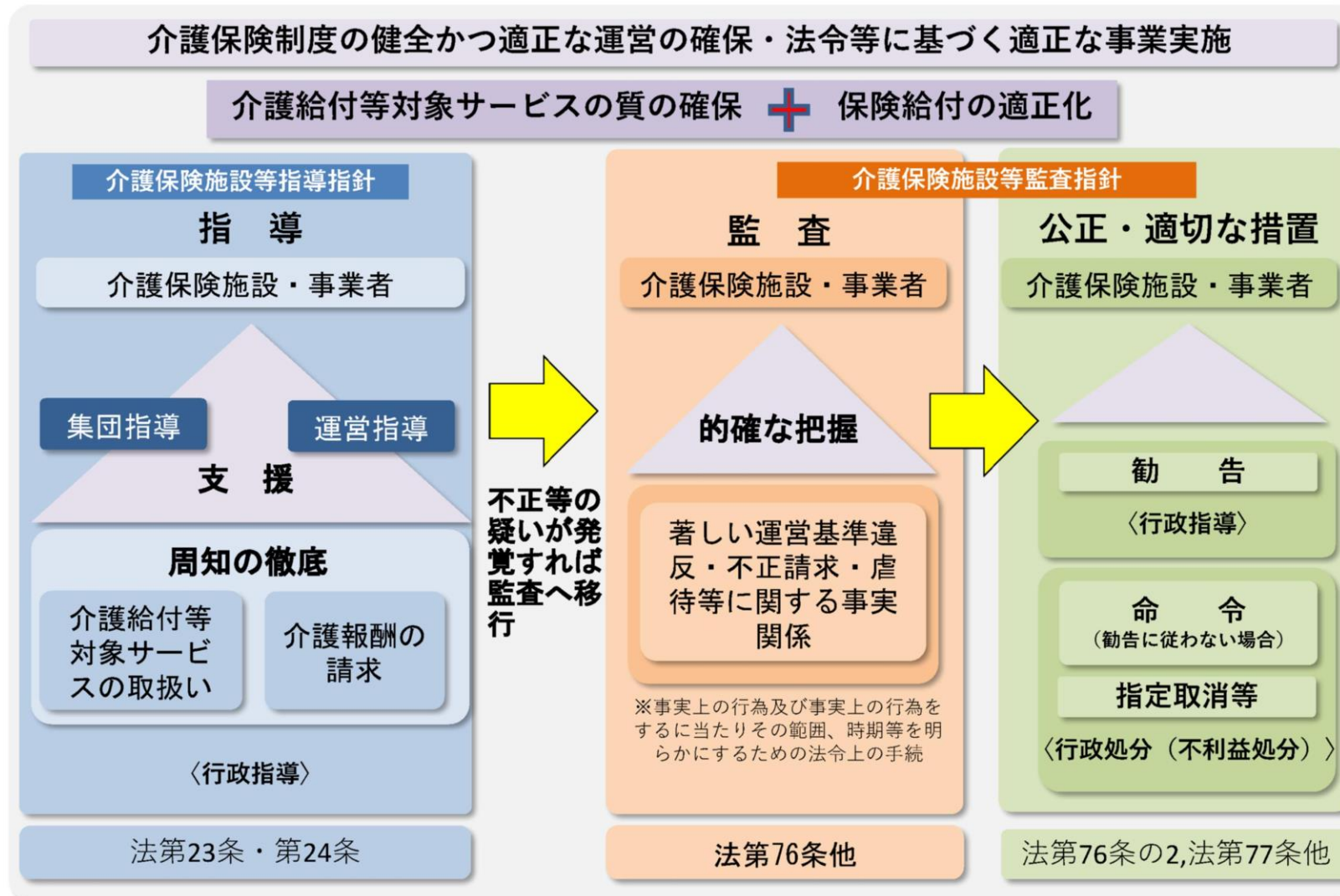
(1) 指導監査の概要

指導監査は目的により「指導」と「監査」に分かれ、指導はさらに指導の形態に応じて「集団指導」と「運営指導」に分かれています。

	指導	監査
根拠法令	介護保険法第23条・第24条	介護保険法第76条 ほか
目的	サービスの質の確保と保険給付の適正化	不正等の疑いが発覚した際に、事実関係の的確な把握を行う
その他	サービスの取扱いや過去の指導事例等について講習等の方式で行う 集団指導 (今回の指導が該当) と、運営体制や報酬請求について原則実地で指導を行う 運営指導 とに分かれる	指定基準違反や人格尊重義務違反が認められた場合、 行政上の措置（勧告・命令・指定の取消等） が行われることがある

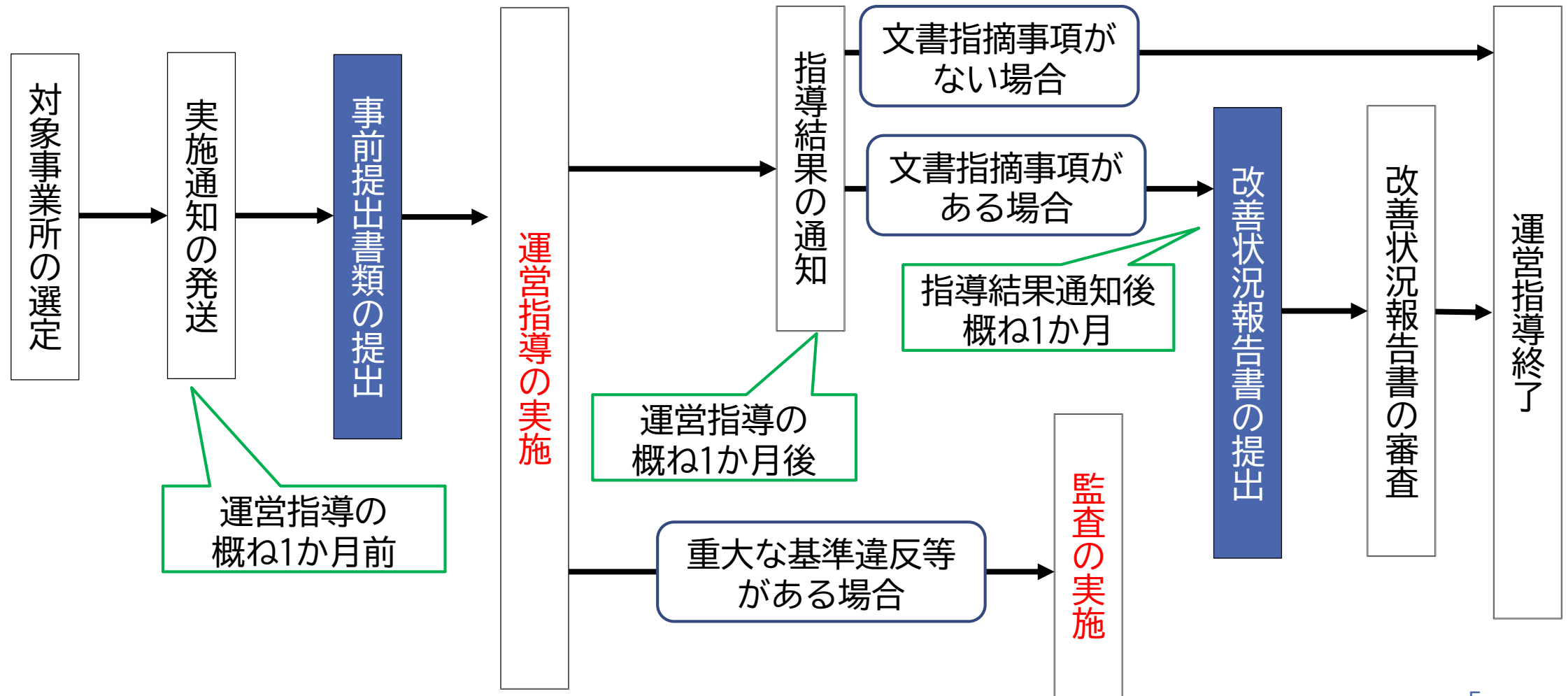
(1) 指導監査の概要

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



(2) 運営指導及び監査の流れ

運営指導の流れ



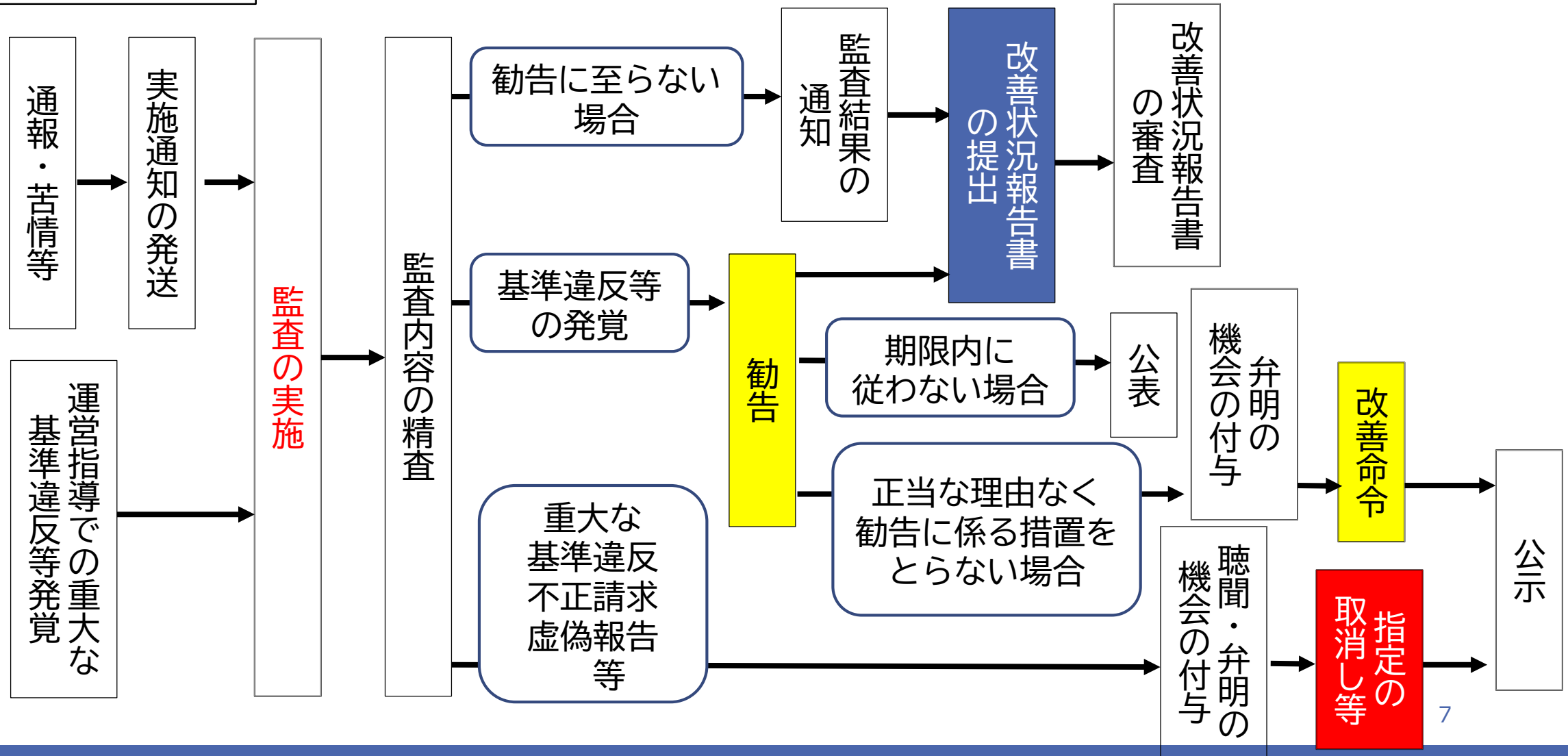
(2) 運営指導及び監査の流れ

運営指導で基準違反等が発見された場合、その内容に応じて「文書指摘」、「口頭指導」又は「助言」を行います。

	指導
文書指摘	・法令、条例等に規定した事項に違反している場合 ※原則として通知日から30 日以内に改善報告を行う
口頭指導	・法令、条例等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合 ・その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合 ※改善報告は不要
助言	・法令、条例等に規定した事項に違反していないが、今後も違反のないよう、適正な運営に資するものと考えられる場合 ※改善報告は不要

(2) 運営指導及び監査の流れ

監査の流れ



(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

訪問系サービス

文書指摘事項	口頭指導事項
・退院・退所加算の算定要件を満たさないにも関わらず、当該加算を算定していた ・原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等の日々の勤務時間を明確にするとともに、常勤換算方法で2.5 人以上の訪問介護員等を確保していなかった ・訪問看護サービスの提供を、指定を受けた事業所を拠点で行っていなかった	・運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない ・介護支援専門員の変更があった際の届出が確認できなかった

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

通所系サービス

文書指摘事項	口頭指導事項
・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない ・介護職員の配置について、人員基準を満たさないサービス提供日が恒常的に認められた ・生活機能向上連携加算に係る個別機能訓練計画を確認したところ、目標・サービス内容が全く同じ事例が認められた	・運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない ・食堂兼機能訓練室に宿泊サービス利用者のベッドが設置されたままの状態が確認された

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

通所系サービス

文書指摘事項	口頭指導事項
・ 2 時間以上 3 時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者等に限定されているが、居宅サービス計画やサービス担当者会議、アセスメントなどで確認の上、該当する利用者であることを明確になっていない	



(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

施設系サービス（短期入所含む）

文書指摘事項	口頭指導事項
・退院後に見直した施設サービス計画原案に係るサービス担当者会議の開催等が行われていない	・要介護 1 又は 2 の方から入所申込みがあった場合に、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることを行っていない

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

福祉用具貸与・販売

文書指摘事項	口頭指導事項
・個人情報使用同意書による同意を得る前にサービス担当者会議等にて個人情報(家族情報を含む)を使用している ・福祉用具貸与計画に福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期が記載されていない	・運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

(通所系サービス)
介護職員の配置について、人員基準を満たさないサービス提供日が恒常的に認められた

運営指導で勤務実績を確認したところ、人員基準を満たしていない日が確認されました。

人員基準を下回る配置は運営基準に違反するため、人員基準を満たさない日がないよう、人員配置にご注意ください。

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

加算の算定要件を満たさないにもかかわらず、当該加算を算定していた

介護ソフトへの入力ミスで、誤って対象者でない方に退院・退所加算を算定したというものでした。

本件では、当該加算について過誤調整を行うとともに、他の加算についても自己点検の上、同様の請求誤りがあった場合は、併せて過誤調整を行うよう通知しました。

→過誤調整は、保険者への調整やご利用者様への説明や返金等、手数料が生じることとなります。

報酬請求の際は、加算の要件を確認するほか、介護ソフトへの入力に誤りがないようにする等、十分ご注意ください。

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

生活機能向上連携加算に係る個別機能訓練計画を確認したところ、目標・サービス内容が全く同じ事例が認められた

生活機能向上連携加算の算定に必要な個別機能訓練計画の作成に当たっては、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行う必要があります。また、個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければなりません。

そのため、目標、サービス内容が全く同じであることは不適切であると考えられます。

利用者ごと個別の計画を作成することが要件となっている加算を算定する際はご注意ください。

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない

個人情報使用同意書による同意を得る前にサービス担当者会議等にて個人情報(家族情報を含む)を使用している

訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。

また、利用者本人から同意を得ているものの、家族からの同意を得ていない事例がありました。

家族の同意を得る場合は、署名欄の肩書を「家族代表」等としてください（「代理人」では家族からの同意とみなすことができません）

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

運営規程の項目と重要事項説明書の項目との整合性がとれていない

運営規程に記載されている内容と重要事項説明書に記載されている内容に不一致が見られる事象がありました。

実際の運用が運営規程に記載されている場合と重要事項説明書に記載されている場合とで取扱いが異なりますので、以下の通り修正してください。

- ・実際の運用が運営規程のとおりである場合（重要事項説明書の記載が誤り）
→重要事項説明書を修正し、既存の利用者への説明を適宜行ってください。
- ・実際の運用が重要事項説明書のとおりである場合（運営規程の記載が誤り）
→運営規程を修正し、変更届を市へ提出してください。

(3) 運営指導における主な文書指摘・口頭指導事項

介護支援専門員の変更があった際の届出が確認できなかった

介護支援専門員に変更があったにもかかわらず、市へ変更届が提出されていない事例がありました。

介護支援専門員以外でも管理者やサービス提供責任者に変更があった場合、施設の設備に変更があった場合等にも、変更の日から10日以内に変更届の提出が必要です。

(4) 基準確認シートの活用について

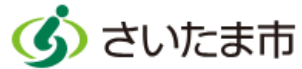
- ・市ホームページに、サービス種別ごとに作成した「**基準確認シート**」を掲載しています。
- ・基準確認シートは、指定基準や加算の要件等が網羅されており、基準や要件を満たしているかどうかをチェックリストで選択できるようになっています。
- ・日常の運営が基準通り行われているかの確認ツールとしてご活用ください。

市ホームページ内のリンクは以下のとおりです。

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 介護サービス事業者基準確認シートなど >

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/007/index.html>

(4) 基準確認シートの活用について

[Language](#)[ふりがな](#)[音声読み上げ](#)[文字サイズ ▶ 標準 拡大](#)[背景色 ▶ 黒 白 黄](#)[Google提供](#)[お問合せ](#)[さがす](#)[メニュー](#)

[トップページ](#) > [事業者向けの情報](#) > [届出・手続き](#) > [介護保険](#) >
[介護サービス事業者基準確認シートなど](#) >
[介護保険運営指導事前提出資料等（居宅サービス1）](#)

[← 一つ前に見ていたページに戻る](#)

更新日付：2025年4月30日 / ページ番号：C073354

介護保険運営指導事前提出資料等（居宅サービス1）

[このページを印刷する](#)

運営指導時に使用する「基準確認シート」「職員に関する調べ」「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は以下のとおりです。
運営指導実施前に作成し、期日までに監査指導課へ提出してください。

なお、利用者に適切な介護サービスを提供するため、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

この「基準確認シート」を定期的に使用し自主点検等を行うなど、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上に努めるようお願いいたします。

※「基準確認シート」は、法改正(3年ごと)があった年度に作成しております。

サービス	基準確認シート	職員に関する調べ	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
訪問介護	【令和6年度版】基準確認シート（訪問介護） （ワード形式 246キロバイト） 【令和6年度版】基準確認シート（訪問介護） （PDF形式 1,005キロバイト）	職員に関する調べ（エクセル形式 15キロバイト）	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（訪問介護）（エクセル形式 107キロバイト）

(5) その他

運営指導実施に当たっての留意点

- ・実施通知は、介護保険課へ登録してあるメールアドレスに送付します。
登録したメールアドレスが使用できるものであるかどうか、あらかじめご確認ください。
- ・事業所へは、公用車で伺います。駐車場の確保にご協力をお願いします。
- ・当日、市担当者への飲み物の提供は不要です。

(6) 参考資料

『介護保険施設等運営指導マニュアル』 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

『介護保険施設等に対する監査マニュアル』 厚生労働省老健局

『介護報酬の解釈 □1単位数表編 令和6年4月版』 社会保険研究所

『介護報酬の解釈 □2指定基準編 令和6年4月版』 社会保険研究所

他課（生活福祉課、いきいき長寿推進課、介護保険課、障害政策課、感染症対策課）及び埼玉県産業労働部産業人材育成課が作成した資料も、あわせてご覧ください。

また、出席確認票の提出をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。